



ニコラス・G・ハイエクセンター(東京)

子供の頃は、大工さんになりたいと思っていました。木造だった実家が、増改築をよくしていたものだから、大工さんの仕事ぶりを見たりして。また、木が好きだったので、落ちている木片を拾ってきて何かを作ったりと。

もちろん、その時は建築家という職能を知りませんでした。したが、中学生の時に技術家庭の授業で、夏休みに自分の家を設計して模型を作るという課題があり、それが得意で、秋に提出してから学校に飾られたんです。それで、中学生の頃から、建築家になりたいと考えるようになりました。小、中、高校はラグビーを真剣にやっていた、早稲田大学なら建築もラグビーも有名ですから、両方やりたいと思っていました。それで、早稲田大学の入試科目を調べたら、ちょっとしたデッサンの試験科目がありました。実際はそのために勉強する必要もなかったのですが、デッサンのクラスにラグビーの練習が終わってから通い始めるようになり、だんだん理工系から美大の建築に行きたいと志望が変わりました。同時に高校2年の時、ラグビーの全国大会に東京代表で出て一回戦で負けたんです。そ



ポンピドー・センター メス(メス、フランス)

ここで、このまま早稲田大学に行っても活躍できそうにないという限界を感じたのと、美大に行くという気持ちにさらに強くなったんです。そこで通った予備校の建築家の先生の家で読んだ建築の雑誌に、僕が最終的に行ったクーパーユニオンというニューヨークの大学の紹介と、学部長のジョン・ヘイダックという建築家の作品の特集がありました。それを見て、彼の建築に憧れたのと、彼の教育方針に感銘を受けアメリカ留学を決めたんです。

大学受験準備をする中で

アメリカの学校と出会う

社会の役にたつ建築とは 市民が喜んでくれるものであるべきだ



坂 茂 Shigeru BAN

家を失った世界の人びとのため、世界を駆け回ってきた建築家、坂氏が語る、建築の社会的使命。



紙の大聖堂内観(クライストチャーチ、NZ)

COM Vol.29



CONTENTS

Front Line ■ 建築家インタビュー 坂 茂	2
News Topics ■ ニューストピックス 機械式立体駐車場の安全対策について	7
Replace ■ リブレース事例1 天神ビッグタワー	8
Replace ■ リブレース事例2 竹橋安田ビル	9
Arrangement ■ 納入事例 新宿東宝ビル	10
Arrangement ■ 納入事例 (仮称)芝公園一丁目計画	12
Arrangement ■ 納入事例 ドーミーイン PREMIUM名古屋栄	14
Arrangement ■ 納入事例 一番町スクエアビル	15
Information ■ COMプレゼント	16

特権階級のために仕事をしてきた建築家

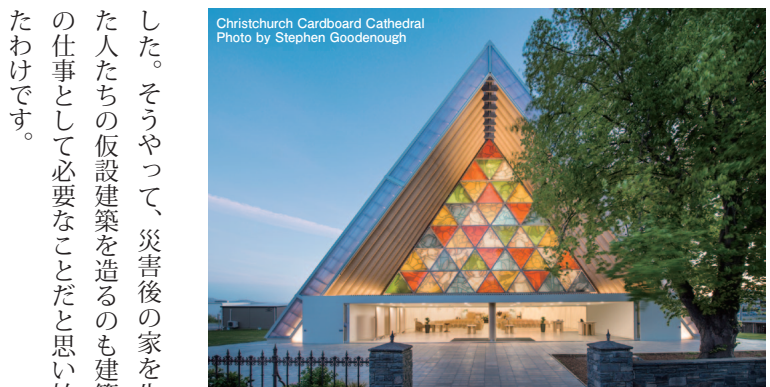
建築の仕事始めて10年ぐらいて、僕らの仕事はあまり社会の役にたっていないのではないかと思いはじめたのです。住宅を作るにしても、ある程度豊かな人のために仕事をしていまして、そういうチャンスは当時無かったのですが、行政とか、デベロッパーの仕事もそうですし、歴史的にみても、建築家は特権階級のために仕事をしてきました。つまり、特権階級の持つてい

る財力とか権力、政治力といった目に見えないものを視覚化するために、彼らは建築家にモニュメンタルな建築を造らせ、その力を世に知らしめるわけです。それが昔からの建築家の職能なわけで、今も変わらないと思うのです。そこで、そういった特権階級のためではなくて、一般大衆や、もつと災害で家を失った人のために建築を造るのも、建築家の仕事ではないかと、だ



ニコラス・G・ハイエクセンター(東京)

んだん思い始めたのです。そんな時、1994年にルワンダの内戦で、国連からもらう貧しいテントで生活をして、雨季の間は毛布に包まってる難民の写真を見て、もう少しシェルターを改善しないと、いくら医療活動しても意味が無いのではないかと考えました。国連難民高等弁務官事務所に手紙を書いたのですけれど、まったく返信が無かったので、アポ無しでジュネーブの本部を訪ねたのです。運良く、シェルターの建設の担当者に会え、僕の再生紙の紙管で作るシェルターのアイデアが気に入られて、コンサルタントに雇われて仕事が始まったのです。



紙の大聖堂(クライストチャーチ,NZ)

した。そうやって、災害後の家を失った人たちの仮設建築を造るのも建築家の仕事として必要なことだと思い始めたわけです。

その時代の流行りにはあまり関心がなかった

最初に紙管を使うようになったのは、まだ建築の仕事がなく、展覧会の会場構成をやっていた頃です。1986年に、僕の好きなフィンランドの建築家、アルヴァ・アアルトの展覧会を企画して会場を設計しました。そこで彼が使うようにはふんだんに木を使う予算が無かったので、代替材料と

して身の回りにあった、例えばトレーシングペーパーの芯とか、ロールのファックス用紙の芯に使われる紙管を使ったのがきっかけです。それで、当時お元気だった早稲田大学建築学科の構造家の松井源吾先生にお世話になって、実験・開発を始めたんです。

紙管のメリットとしては、ローコス

トでもあり、世界中どこでも手に入

思っていました。

のです。ルワンダにも工場がありました。それから、軽いので誰にでも建設がしやすいこともあります。ただ、それだけではなく、もともと学生の時代からのことですが、過去の歴史を見ても建築の時代時代のスタイルがあるわけ

そこで、紙管を使っても強度的に建築の構造に成り得るのではないかと。つまり、地震でコンクリートの建築は崩れても、例えば木造とか紙とか、材料強度的にはコンクリートより弱いも

のでも安全で耐久性のある建築は作れるわけです。耐久性とか安全性とは、材料強度と論理的に全く関係ないことがわかったので、木よりさらに弱い紙でも、自分独自の材料として強い建築が作れることがわかっていたのです。

災害時の仮設住宅にこそ

住みやすさ、心地良さを

わりなく建築を設計している建築家として、アメリカのバックミンスター・フラーとか、ドイツのフライ・オットーといった人にすごく憧れていました。彼らは材料開発とか構造システムの開発をしたわけで、学生の時代からいつか将来自分なりの構造の開発をしたいと

女川町の3階建の仮設住宅で使った SHIPPING・コンテナは、2005年にノマディック・ミュージアムという移動式の美術館でも使いました。コンテナを使うことは、昔からいろんな人がやっているの、新しいことではないですけど、僕はメインにコンテナの中を使うので

コンテナの中は比較的狭いですが、子供部屋とユニットバスにして、その間の空間にリビング・ダイニングを入れています。つまり、スキ間の空間を使う、そしてコンテナ自体を構造に使うことに興味があるわけです。それに、速く安く造らなければいけないし、安定した構造、さらに、仮設住宅でも断熱性能とか、隣家の音が聞こえてみなさん苦勞されているので、遮音性能を満たさなければいけません。

東北の被災地では海沿いに十分な平地がないので、平屋の仮設住宅では十分な数を作りきれないだろうと予想し、311から1ヶ月もしないうちに3階建仮設住宅の設計をしました。その頃、東北中の避難所に間仕切りを造るボランティアをしていた時に、3階建仮設住宅の模型を持って回って、町長さん市長さんに提案して回ったんで

東北の被災地では海沿いに十分な平地がないので、平屋の仮設住宅では十分な数を作りきれないだろうと予想し、311から1ヶ月もしないうちに3階建仮設住宅の設計をしました。その頃、東北中の避難所に間仕切りを造るボランティアをしていた時に、3階建仮設住宅の模型を持って回って、町長さん市長さんに提案して回ったんで

すね。そこでたまたま、女川で避難所に間仕切りを設営をしている時に、町長さんとお会いでき、190世帯分の仮設が必要なのに、あとは野球場しか残ってないと聞きました。前例がない3階建仮設住宅ですが、町長さんが英断されて建設が決まりました。結果的に住み心地がすごくいいので、住人の方々はこのままずっと住み続けたいとおっしゃっています。一般の仮設住宅と同じ、県が決めた大きさと予算に収まったのにも関わらず、住み心地がいいものができました。

政府は仮設住宅には住み心地の良さとか、美しさとか求めています。が、やはり、精神的にも肉体的にも苦勞された方々は、綺麗で住み心地のいい所に住むべきだと思います。実際に、4年経っても仮設住宅の解体は1%しか終わっていないのですから。



コンテナ多層仮設住宅(女川,宮城)

ではなく、スキ間を使うことに興味があったのです。ノマディック・ミュージアムもコンテナの間の空間を使っています。世界中を移動しています。女川町仮設住宅の場合も、コンテナを市松模様

に積みましました。女川町の3階建の仮設住宅で使った SHIPPING・コンテナは、2005年にノマディック・ミュージアムという移動式の美術館でも使いました。コンテナを使うことは、昔からいろんな人がやっているの、新しいことではないですけど、僕はメインにコンテナの中を使うので



紙の教会(神戸)

機械式立体駐車場の安全対策について

「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年1月1日施行)

機械式駐車装置が設置された駐車場における死亡事故などの発生を受け、国土交通省より、安全対策に関するガイドラインの策定および駐車場法施工規則の一部を改正する省令が施行されました。駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する特殊の装置(機械式駐車装

置)の構造・設備と併せて安全性を確保するために必要な機能についても基準が定められ、この安全機能に関する基準への適合を認定の要件として追加することとなりました。そして、安全機能の認証に際して、第三者機関(登録認証機関)が認証を行う制度が導入されました。

安全対策に関する発表履歴	
平成26年3月	機械式駐車場の安全対策に関するガイドライン(国土交通省)
平成26年3月28日	機械式立体駐車場の安全対策の強化及び適正利用の周知について(国土交通省→立体駐車場工業会)
平成26年3月31日	機械式立体駐車場の安全対策の強化について(立体駐車場工業会→会員)
平成26年7月16日	機械式駐車場技術基準の一部変更(立体駐車場工業会→会員)
平成26年7月25日	駐車場法施行規則の一部を改正する省令(平成26年7月25日国土交通省令第68号)
平成26年12月25日	機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年12月25日国土交通省告示1191号)
	駐車場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)(平成26年12月25日 国都街 第87号、第88号)
	駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置の取扱いについて(技術的助言)(平成26年12月25日 国都街 第90号)
平成27年1月1日	駐車場法施工規則の一部を改正する省令 施行
平成27年1月5日	駐車場法施行規則第7条第1項の規定による登録認証機関の登録(平成27年1月5日国土交通省告示第1号)

今後新たに設置される機械式駐車装置については、あらかじめ登録認証機関において安全機能の認証を受け、登録認証機関より発行された認証証明書を添付の上、地方整備局等へ認定申請を行うことにより、大臣認定を受けることになります。なお、登録認証機関として、公益社団法人 立体駐車場工業会(所在地:東京都中央区新川二丁目9番9号)が登録されています。

 国土交通省 本文へ 文字サイズ変更 検索 版式 音声読み上げ/ルビ読み English 検索 検索方法 サイトマップ ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 統計情報・白書 お問い合わせ・申請	街路・連立・新交通 ホーム 政策・仕事 報道・広報 街路・連立・新交通 「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年1月1日施行)について 「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年1月1日施行)について 昨今、機械式立体駐車場において、利用者等が機械に身体を挟まれ死する事故等が発生していることに鑑み、駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する特殊の装置（以下「機械式駐車装置」という。）の構造・設備と併せて安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）についても基準を定め、この安全機能に関する基準への適合を認定の要件として追加することとしました。そして、安全機能の認証に際して、第三者機関（以下「登録認証機関」という。）が認証を行う制度を導入しました。 駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成26年7月25日国土交通省令第68号）（PDFファイル） 機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準（平成26年12月25日国土交通省告示第1191号）（PDFファイル） 駐車場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）（平成26年12月25日）（PDFファイル） 駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置の取扱いについて（技術的助言）（平成26年12月25日）（PDFファイル） 駐車場法施行規則第7条第1項の規定による登録認証機関の登録（平成27年1月5日国土交通省告示第1号）（PDFファイル） 今後新たに設置される機械式駐車装置については、あらかじめ登録認証機関において安全機能の認証を受け、登録認証機関より発行された認証証明書を添付の上、地方整備局等へ認定申請を行うことにより、大臣認定を受けることが可能です（大臣認定の申請手順参照）。なお、登録認証機関として、公益社団法人 立体駐車場工業会（所在地：東京都中央区新川二丁目9番9号）を登録しています。 大臣認定の申請手順(PDFファイル) ※ 大臣認定を申請される際には、以下の様式をご使用下さい。 認定申請書（様式） P D F形式・Word形式 （参考）認定申請書記載例(PDFファイル) また、路外駐車場（一般公共の用に供され、自動車の駐車のために供する部分が500平方メートル以上のもの）に今後新たに設置される機械式駐車装置については、駐車場法第12条に基づく届出書に、認定書の写し及び特殊装置設置計画書を添付して都道府県知事等へ届け出ることになります。 ※ 届出書（様式） P D F形式・Excel形式 特殊装置設置計画書（様式） P D F形式・Word形式 なお、経過措置として、この省令の施行前に大臣認定を受けて既に設置されている機械式駐車装置については、施行後においても、引き続き大臣認定の効力が認められます。また、この省令の施行前に大臣認定を受けた型式の機械式駐車装置については、この省令の施行日から1年6月の間限り、設置をすることが可能です。
---	---

国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000068.html



ボンビドー・センター メス(メス,フランス)

ニュージランドのクライストチャーチ地震後に造った紙の大聖堂は、街の人たちがシンボルとして喜んで誇りに思ってくださり、観光客も増えてきています。ですから、災害支援の仮設住宅であっても、モニユメンタルなものとして価値があると思うんです。将来、こんなことをやりたいということは、あまりないのですが、モニユメンタルな建物も造りつつ、ボランティアの仕事も続けていこうと思っています。

ニュージーランドのクライストチャーチ地震後に造った紙の大聖堂は、街の人たちがシンボルとして喜んで誇りに思ってくださり、観光客も増えてきています。ですから、災害支援の仮設住宅であっても、モニユメンタルなものとして価値があると思うんです。将来、こんなことをやりたいということは、あまりないのですが、モニユメンタルな建物も造りつつ、ボランティアの仕事も続けていこうと思っています。

ボンビドー・センターが完成した時に、市民の人たちが、“こんな美しいものを造ってくれてありがとう。”と言ってくれました。日本では、一般市民が公共建築というのは税金の無駄遣いだと言いますし、政治家も箱モノと言っ

たり、コンクリートと人を比べたり。日本人は一般的に建築に愛着だとか誇りをもたないのですが、日本でも市民が愛着をもてる建築を作りたいと思うのです。そういう意味では、女川の仮設住宅に住んでいる人が誇りをもってくださっていることは嬉しいことです。これからも、市民が愛してくれる建築を自分が作れればいいと思っています。

製品以外にチャレンジingなものを作る会社は建築にとって重要

東京・銀座のスウォッチグループの店舗が入るニコラス・G・ハイエクセンターでは、ビルの中に通した道・パッセージの中に機械式駐車場の入口があったら台無しになってしまいますから、駐車場の入口ごと地下に入る駐車場用エレベーターを作るチャレンジを引き受けてくれた日精に感謝

しています。既製品以外にチャレンジingなものを作る会社は、建築家にとって重要です。ただ、駐車場のビルの外観は一般的にキレイではないので、何か工夫するといいかもしれません。あと、機械式駐車場自体が移動できる、移動式駐車場なども、すごく面白いかもしれません。

PROF I L E

坂 茂 Shigeru BAN

1957年東京生まれ。1976年、成蹊高校卒業後、1980年、ニューヨークの大学クーバーユニオン入学。1982年、磯崎新アトリエに在籍。1984年、クーバー・ユニオンの建築学部(ニューヨーク)卒業。1985年、坂茂建築設計を設立。1999年、ニューヨーク事務所開設。2001～08年、慶應義塾大学環境情報学部教授。2010年、ハーバード大学GSD客員教授。2010年、コーネル大学客員教授。2011年～京都造形芸術大学芸術学部環境デザイン学科教授。

主な受賞

2012年、毎日芸術賞受賞。2012年、芸術選奨文部科学大臣賞美術部門受賞。2014年、フランス芸術文化勲章。2014年、プリツカー賞受賞。2015年、朝日賞受賞。

主な作品

紙の資料館 特種製紙総合技術研究所 Pam、ブルゴーニュ運河資料館・ボートハウス、ノマディック美術館、成蹊大学情報図書館、ニコラス・G・ハイエクセンター、ボンビドゥー・センター・メス、女川町3階建コンテナ仮設住宅、女川駅。